

令和4年度以降の浄化槽整備事業のお知らせ

町では、平成23年度から清潔で快適な生活環境をすすめるとともに、川や海をきれいにするため浄化槽整備事業を進めています。対象住宅は、専用住宅などです。

浄化槽工事のうち、町が行う工事、申請者が行う工事は次のとおりです。



町が行うもの

- 浄化槽本体
- 町が必要と認める工事

申請者が行うもの

- 自宅内排水設備工事
- 水洗トイレ改造工事

浄化槽設置に必要なこと

- 設置する用地を町が使用するため、土地所有者と申請者の同意が得られていること
- 設置する用地に障害物がないこと
- 工事費用の負担ができること

浄化槽工事分担金

工事費により分担金の額は異なりますが、限度額が設定されており、浄化槽設置の際、人槽区分に応じて、1回のみ分担金を納付していただきます。

人槽	分担金 (限度額)	家屋延床面積
5人槽	129,100円	130㎡以下
7人槽	150,200円	130㎡を超える

浄化槽使用料

浄化槽の年間維持費は人槽区分によって異なりますが、維持費の2/3は町が負担しますので、1/3を使用する方に使用料として納付していただきます。

人槽	月額	
	初年度	2年目以降
5人槽	1,900円	1,700円
7人槽	2,100円	2,000円

※月額使用料は清掃回数等により変更があります
 ※維持費は、法定検査料、保守検査料、清掃料です

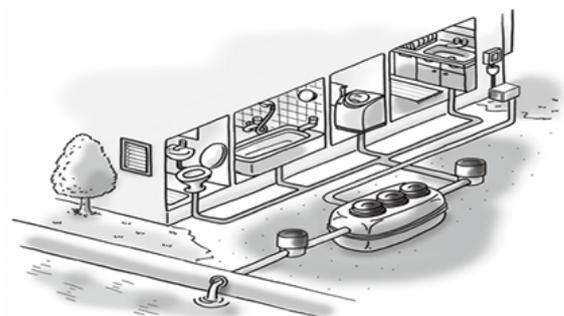
申請者が設置する水洗トイレや配管工事費用に助成制度があります

既存の住宅でトイレの改修や排水設備など、水洗化にかかる工事は、家の構造や改修方法によって異なりますが、町では工事費の60万円を上限として2/3を補助します。

※補助金の参考例

工事費	町補助金	申請者負担額
600,000円	400,000円	200,000円
800,000円	400,000円	400,000円

※ そのほか、融資あっせん制度があります。



浄化槽設置の申込について

令和4年度は10基分の新設を予定しており、令和3年度の既存住宅の申し込みは定数となりました。令和3年度の新築住宅の申し込みは7月31日までとします。また、新築住宅を優先し、既存住宅への設置は先着順となっていますので、設置を希望される方は、お早めに連絡をお願いします。定数を超えた場合は翌年度となります。

お問い合わせ先 町民課 町民係 ☎47-4681